ドイツ外國爲替管理法

常 盤 敏

太

はしがき

六

外國為替管理の內容

四 ナチと外國爲替管理

外國爲替管理法の施行機關 ドイツ外國爲替管理法成立の經緯

五

外國爲替管理法の目的

七 外國爲替管理法とその原則法との關係

(イ) 民法との關係

(#) 刑法との關係

Œ

は L が ŧ

經濟法はその管理取締の方面より觀ると約四つの領域に分たれる現狀にある。一は外國爲替管理、二は物價法として れない邦國、換言すれば持たざる邦國においては、その國家活動の使命を制し得ること迄經驗しつつあるのである。 これが法治國家において經濟現象が各方面から法律的に觀察統制せられねばならぬ要請である。さうして、今日では 經濟が國家の存立隆盛に如何に大なる要素をなしてゐるかは、今日、多言を要しないであらう。殊に、經濟的に惠

1

ドイツ外國爲替管理法

99

就中、 摘してゐるやうに、その關係において殆んど見通しのつかないものであつて、これが適用に當つては第二次四ケ年計 として先づこの問題に觸れて見たいと思ふ。對內的には物價法が經濟上法律的規律の核心を成すものである。 の價格公定法と物價監督法、三は農山魚及びこれが所産市場法、四はその他の市場及び經濟秩序に關するものである。 である。ドイツにおいては種々の議論はあるが秩序罰に重點を置いてゐる。價格公定に關しては言葉通り無數の法令 手段を規定してゐる。行政罰と刑事罰とがこれである。切言すれば、行政罰乃至秩序罰に如何に重點を置くかが問題 たところで商人の憤懣や嘲笑を購ふに至るべきは偶然の結果ではあるまい。とまれ、ドイツ價格公定法は二つの制裁 工省の役人と社會的知名の紳士淑女が構成する物價委員會が未經騷と未組織の地盤に無理矢理に公定價格を定めて見 畫及びこの計畫以來の發展史を研究せねばならぬ。ドイツにおいて旣に然り、 この法律は、現在わが商工省が日頃の準備なき爲に手を燒いてゐる問題であり、ドイツにおいてもメースケ博士も指 れらの中、 刑法概論』(北晋、一橋論義第四巻一號九四頁)がある。これら經濟と制裁との關聯は一括して考察せらるべきものたることは なければならぬ焦眉の問題と同時に永遠の課題である。唯、行政罰と刑事罰に闘する限り、美濃部博士の近著『行政 が出されてゐるのであつて、ここにこれを詳論することは出來ないが、わが邦現下の狀勢においても十分研究せられ 『生活と制裁』(新聞第二八號) の如くであるが、これについては稿を改むるの外はない。されば、本稿においては、 對外的には外國爲替管理の取扱ふ問題は直接國家の休戚に關する大問題であるのである。本論文においては主 僅かに爲替管理に關する考察を以つて經濟統制の手段としての種々の法律的考察の一部を呈示して見たい わが邦の如き事變に當つて泥繩式に商

と思ふのである。

ドイツ外國爲替管理法

ナチと外國爲替管理

るに至つたのは豫定の政策であつたのである。恰もわが邦が東亞において舊英米佛の勢力を驅逐して東洋本來の相に 來たのである。ドイツたるもの、 植民地返還、民族自決、ユダヤ人排斥等を行ひ出してからは、英佛初め歐米の列國はこれに先づ經濟的壓迫を加へて 然といはなければならぬ。 は、これを奴隷たらしめ、これより苛儉誅求、これらを犧牲として生存する諸國に反撃を加へることを得るは理の當 い。しかし、新らしく持たざる國々が、自らの存在の地步と生存權とを持して、その必然の主張を敢てするにおいて 彼等の安眠の中に、利權に生産と收益を果さしむる所以であるからである。英米佛の立場もあながち無理とは申すま イツを瀕死の狀態に置くことは老大國の唯一の安全感のよるところであり、東亞において日本の擡頭を抑へることは たち返らしめんとするや、英佛の諸國が猛然と立つてわが興亞政策に反對するが如きである。實に、歐洲においてド の維持の爲の外國爲替管理等を、その國內土地制度、人種制度、產業制度、交通制度等と併せて强行せざるべからざ がベルサイユの平和機構に眞向から反對して、これより、彼のあらゆる政策、例へば戰債不拂、 ナチは外國依存の政策をかなぐり捨てて、經濟戰においても民族國家獨立の立場をとつたのであつた。否、ドイツ 內に食糧の自給自足、原料及び戰時資源の獲得の爲の輸出の獎勵、ドイツ貨幣價值 再軍備、 舊領地及び

とするや、これらの邦國は最後に武力的强壓をほのめかしながら、外交政策による集團的威壓により、 わが國や、ドイツ、イタリヤが敢然とこれらの經濟的世界先占國家の迫壓に抗して、獨自の經營に猛進せん 或は經濟的に

原料及び資本供給杜絕並に製品の輸入拒否による、

所謂、

經濟制裁なる、

間接强制を敢てせんとするのである。

思ふのである。否、わたくしにいはしむれば、わが邦は、國家總動員法を制定して以來、これらの必要を有してゐた る立法及び政府の進むべき方向の公示は緊急事に屬するのである。この意味においても完備に近いドイツ爲替管理法 のであつて、一部省令その他によつて之を果してゐるのであるが、その足らはぬこと甚だしきを思ふ。これが完全な の経緯をここに呈することの必要を思はざるを得ぬ。 とはドイツを知るのみならず、又實に、降りかかつて來つつあるわが邦の難題解決策上にも他山の石であらうことを くしはここで、 この間接强制たる經濟制裁に拮抗するわれらの盟邦ドイツの戰鬪乃至その心用意について研究するこ

少くともそれより原因する破滅を防止する爲に用意工夫せられたものであるといふことは出來よう。非常時下におい どの資源その他の經濟力を獲得し得、さうしてこれらの間に平等の地位が確立せられたにしろその時から、 形式的にして無競爭の狀態を、近く期待し得ないのであるが、假りに、われわれの邦が持てる老大國に佶抗し得るほ して他國に對等に生存し得る迄の强大を致さしむべき不斷の政策が存在するのである。今日、われわれは、平穩或は の役割を持たぬものでもない。この法律の中に、實は、これからの國家が民族自決の立場をとつて、少くとも、 を省略しよう。しかし、外國爲替管理は要するに、一國の國力を貿易、貨幣、產業の方面に亙つて强大ならしめ或は 法行爲取締乃至妨止方法等を説明するに當つて明らかにせられるところであるが故に、ここにはこれを概說すること て英米佛等並に之が統制下にある弱小群國集團の壓迫下に立つては、自給自足、自國を破綻から発かれしむる一時的 外國為替管理の貿易政策上の任務及び貨幣對外價值維持上必要なる理由は次に外國爲替管理法の制定の理由及び脫 不用意

わた

イツ外國爲替管理法

らう。その經濟的作用領域の詳細なる研究は經濟學者金融學者の綜合研究に讓るとして、國策樹立乃至成法解釋によ 外國爲替管理は平時戰時若は非常時の差を問はず、心せられなければならぬ國家の重大政策の一たるを失はないであ 替の管理宜しきを得ない限り、多くの努力は一介の支那人のネペキュレーションに及ばないからである。わたくしが つて得られた、外國爲替管理の目的は如何なものであらうか。 無統制が續けられたならば、又ぞろ、再び、經濟的に弱國たらざるを得ないであらう。蓋し、如何なる場合と雖も爲 國の富强が國際關係の存する限りでは、一にかかつて永久に爲替管理にあるといふのはこれが爲である。かくて、

D. J., 17. märz)o 1939 S. 454. 設せられた外國爲替立法にも拘らず、外國爲替の不正は驚く程增加して來たのである(Ranke; Vom Devisiemotrecht zur Be-ドイツにおいては、 一九三一年七月十五日第一次外國爲替管理令以來一九三三年、 ナチが政權を執る迄に徐々に建

喪失は規定せられてはゐなかつたし、反逆者にある自決權が許されてゐたのではあるが、兎に角極刑が經濟違反の中 家の保全に對する極罪として初めて認められたのである。反逆の結果として、當時まだ國民團體からの除斥及び國籍 が考へられてゐたに過ぎなかつたのである。これを以つて爲替違反が純粹の秩序違反を超してゐる限り、國民及び國 經濟行爲の上にも誕生したのである。それまでは、言ふまでもなく、大逆罪とか謀反罪の場合にのみ反逆といふこと 月十二日の國民反逆法が出てこれらを清掃する筈であつたのである。この國民反逆法によつて初めて反逆なる考へが 以つてそれらの規定の新らしい脫法を導くに過ぎなかつた (質繁照*) ことが明示されるのである。そこで一九三三年六 又、ベルグホールドの言葉を借りれば、外國爲替法從來の發達はどんなに禁止や制限を嚴しくしても、それは偶こ

祖税刑罰手續と結合せしめられ特別の重罪裁判を形成するまでに至つてゐるのである。 に入つて來たのである(f-九三六年二月一日經濟怠慢に對)。これは租稅法の領域においても同樣であるので、 爲替刑罰手續は

一 ドイツ外國爲替管理法成立の經緯

程・告示・施行細則等が出されてゐる。それにもかかはらず前揭ライヒ經濟省書記官ベルグホールドをして『外國爲 う。わが國民には外國爲替管理に現はれた國策への自發的協力を要求することが出來ても、無爲無策、徒らに責任あ 關係のごとく當事者の一方式は双方が多く外國人であるこの取引においては往々ナチの愛國心、或は公益は私利に先 替法の從來の發達はどんなに禁止や制限を嚴しくしても、それは偶々以てそれ等の規定の新らしい脫法を導くに過ぎ といふことを得ないであらう。ドイツにおいては新外國爲替管理法が誕生する迄に、數十の法律・附屬法・命令・規 ではあるまいか。殊に、爲替問題の如きにおいては、國民の相互或は自治にのみ放任して置く譯には行かぬのであら 十二日に發令せられた爲替管理の命令換言すれば『爲替管理の準則』の成立をも併せて考へなければならぬ。 本年一月一日から施行せられてゐる爲替管理法の成立迄の經緯を述べなければならぬ。これと同時に同じく昨年末二 る法律を囘避して一時を糊塗することがあるならば國家非常時の大犧牲もこの一蟻穴より無駄骨折と化することなし んずるとのモットーも效力の少ないことは止むを得ない事でもあらうか。わが當局においても豫め心せらるべきこと さて、法律の國ドイツがナチになつても脫法行爲の國ドイツであることは悲しむべきことである。殊に、外國爲替 わたくしは外國爲替管理の目的に關する知識を呈示する前に、昨年末卽ち一九三八年十二月十二日に制定せられ、

なかつたと歎ぜしめてゐるのである(jn Jena, Deutsche Justiz, 14. Oktober 1939., S. 1631. 司技資料第二四七號第三五頁/

資からの牧入や、勞働牧入の受取勘定でマイナスは補ひ毎年新資本が増加したのである。ところが戰後はほんの二十 るとするのである。詳言すれば、戰前においては商取引上では通常輸入超過であつたが、二百八十億マルクの海外投 重要なる役割を演じつつあり、實に外國爲替管理は四ケ年計劃の中心をなしてゐると迄云つてゐるのである(Puttsche イユ條約による原料資源の割讓がそれらの輸入の要求を更に增大したのであると。 億マルクの投資に減じ、 四ケ年計劃委員ノイマンは、爲替管理がヒットラーによつて設定せられたドイツの經濟的自由獲得の目的達成に、 剩へ戰前僅少であつた外債は二百億マルクに達し、勞務收入も昔日の俤なく、その他ベルサ

ある。 單なる對外防衞策乃至目的ではないのであつて、多くの經濟國策上の積極性を持つてゐるのであるにおいてをや。 國との支拂取引に制限を加へることが必要となつた旨を、前者に附加して喝破してゐる。更に、一九三一年のドイツ の信用恐慌の發生した後は貨幣本位を維持し得なくなつたので外國爲替管理は絕對に必要な經濟的國策と化したので に至つたのである(Ckt. 1988., S. 1830.)。ドイツやオーストリーでは戰爭中並に例のインフレーション時代に、旣に、外 ライヒ銀行理事トロイエも云つてゐる如く、歐洲大戰後はその勝敗を問はず多數の國で外國爲替管理を必要とする しからば、 その防衞策としての外國爲替管理は思ひ半に過ぎるものがあらう。しかも後に述ぶる如く外國爲替管理は決して 今日、支那事變に當つて英國が支那の法幣を維持してわが邦の信用乃至爲替を低落せしめんと虎視耽々たると ナチは一九三一年のドイツ信用恐慌の後を引繼いでその三十三年から如何なる政策をとつたであらうか、

イツ外國爲替管理法

7

一橋 論 叢 第四卷 第二號

8

以下單に法令發布の年次と名稱を揭ぐるに止め、詳細の解釋說明の不可能につき寬恕を請はねばならぬ。 これを概略法令について見ればその精密なることと敷の多きこととに於て驚異の瞳を見張らざるを得ないであらう。

(1) 一九三三年六月九日 外國に對する支拂義務に關する法律

附加 (イ) 一九三四年六月二七日 ドイッ外債借替所の債務證書作成勤務に對する保證に關する法律及び理由書

- (ロ) 一九三五年二月二六日 同上
- (2) 一九三四年二月一六日 外國爲替管理に關する命令變更の法律
- (3) 一九三四年九月一一日 外國爲替管理に關する命令變更の命令
- (4) 一九三四年九月二九日 同上
- (5) 一九三三年六月九日 外國爲替管理の第二命令
- (7) 一九三三年一二月一八日 外國爲替管理のライヒ役所の設立に關する法律(6) 一九三三年一二月七日 同上第三命令

附加

一九三三年一二月一九日の令令

- (8) 一九三四年四月一七日 外國爲替管理第四命令
- (9) 一九三四年六月一五日 同上第五命令

 $\widehat{10}$

(11) 一九三三年七月二〇日 同上第五施行細則

一九三三年五月九日 外國為替管理に關する命令の第四施行細則

- (12) 一九三三年九月一九日 同上第六施行細則
- (3) 一九三三年一二月二二日 同上第七施行細則
- 一九三四年四月一七日 同上第八施行細則

- 一九三四年六月一五日 外國爲替管理に關する命令の第九施行細則
- $\widehat{16}$ 一九三四年一二月二二日 同上第十施行細則
- 一九三五年二月四日 外國為替管理に關する法律及び外國為替管理に關する法律施行細則の告示

附加 (イ) 一九三五年七月二四日 第二施行細則

(H) 一九三五年一二月一日 第三施行細則

一九三五年一二月二三日 第四施行細則

附加 (イ) 一九三五年二月二五日 第一變更命令 一九三五年二月四日 外國爲替管理に對する準則

一九三五年五月一五日 第二變更命令

これに同年同月二一日の補充命令

 $\widehat{\Xi}$ 一九三五年一二月二日 第四變更命令 九三五年九月一二日 第三變更命令

(水) 九三五年五月六日 外國における有償證券の交換に關する告示

 $\widehat{\mathbb{C}}$ 一九三五年八月二一日 同上第二告示

(F 一九三五年一二月一四日 同上第四告示

一九三五年一〇月一五日 外國通貨を以つてする取引に關する告示

£

 $\widehat{19}$ 一九三四年一○月一六日 ドイッ貸借淸算所の設立に關する法律

 $\widehat{\underline{20}}$ 一九三六年一二月一日
外國爲替管理に關する法律の變更法律

一九三六年五月二五日

外國爲替管理法に關する法律の第五施行細則

ドイツ外國爲替管理法

107

- 九三六年一〇月二八日 同上第六施行細則
- 23 九三六年一一月一九日 同上第七施行細則
- 24 |九三六年五月二六日||外國爲替管理準則の變更命令
- | 九三六年 | 二月九日 | 外國爲替管理命令(外國爲替管理の準則)
- | 九三六年一〇月三一日 外國通貨を以つてする取引に關する告示 | 九三六年三月二三日 | 外國における有價證券の交換に關する第四告示

一九三六年一一月二〇日 外國有價證券の寄託に關する第一告示

 $\widehat{28}$

27

 $\widehat{26}$ 25

- $\widehat{29}$ 九三六年一一月三〇日 同上第二告示
- $\widehat{30}$ 31 | 九三六年七月三日 | ドイッ外債借替所の債務證書作成勤務に對する保證に關する第二法律 | 九三六年六月二九日|| 外國爲替事件における營業上扶助に關する命令
- |九三六年||二月||日 經濟怠慢に對する法律 第一條 ドイッ人にして故意且つ不誠實に明白な私慾又はその他卑賤なる動機から法律に反して財産を外國に移し又は
- この犯罪を外國において犯したる場合も亦罰す。

外國に留め置き、かくてこれによりドイツの經濟に重大な損害を與へたる者は死刑に處す。その財産は之を沒收す。

裁判は國民裁判所の管轄に屬す。

(3) 一九三六年一二月一五日 外國爲替還反行爲の場合における刑罰免除の許容に關する法律

- 附加 一九三六年一二月一六日 同上施行細則
- <u>34</u> (35) 一九三七年一月一四日 同上第三施行細則 一九三六年一二月二九日
 外國爲替違反の場合における刑罰免除の許容に關する法律の第二施行細則

ドイツ外國爲替管理法

九三七年二月一七日 外國爲替管理に關する法律の第八施行細則

36

- 37 九三七年二月二〇日 同上第九施行細則
- 九三七年九月一六日 同上第一〇施行細則
- 39 38 在外有價證券交換に關する第五告示
- 九三七年一月一一日
- <u>41</u> 40 一九三七年二月二七日 九三七年六月一四日 外國有價證券賣買に關する告示
- 九三七年六月三〇日 外國貨幣を以つてする取引に關する告示の第一變更 外國有價證券寄託に關する第三告示
- 九三七年二月四日 ドイッ外債借替所の債務證書作成勤務に對する保證に關する第三法律
- 九三七年七月二〇日 同上第四法律
- 九三八年三月三〇日 外國爲替管理に關する法律の第一一施行細則 九三八年四月九日 外國爲替管理に關する法律の變更に關する第二法律
- 九三八年七月三一日 ドイッ外債借替所の債務證書作成勤務に對する保證に關する第六法律

九三八年二月一日 ドイッ外債借替所の債務證書作成勤務に對する保證に關する第五法律

- 九三八年六月一四日 外國有價證券の寄託に關する第四告示
- 附加 (イ) 一九三八年一二月二二日 外國為替管理に對する準則 一九三八年一二月一二日 外國爲替管理に關する法律の告示 一九三八年一二月二三日 外國爲替管理に關する法律の施行細則

50 $\widehat{49}$ 48 47 $\widehat{46}$ $\widehat{45}$ 44 43 $\widehat{42}$

物品輸入の外國爲替上の監視に關する告示

<u>E</u>

多くの先行の法令は、今日、後行の法令によつてその效力を失つてゐる。ここには、主として、最近ドイツにおけ

109

る外國爲替管理の發達史を法令によつて觀んとしたのである。

外國爲替管理法の施行機關

Д

庫も外國爲替管理に割込んでゐるのである。 切の支拂停止問題をも管轄する。しかし、この外、ドイツ金割引銀行、ドイツ外債の借替金庫並にドイツ貸借決濟金 當つてゐる。換言すれば、ライヒ銀行は一般の外國爲替の申込及び引渡を監督し、外國爲替取引を獨占する。 これに當つてはライヒ銀行は國內各地の支店、外國爲替銀行、兩替店等をも利用するのである。又、ライヒ銀行はご 並に關稅逋脫者追捕署がこれをなすのである。又、內容的に外國爲替實務について觀れば專らライヒ銀行がその衝に ついての外國爲替證明書はその監督課が付與し、かくて又外國爲替規定の遵守を監視し、これが違反者の訴追は稅關 價證券、 とは不可能であらう。概括的に、これらを決定せしむる管轄官廳を指定するの外あるまい。ドイツにおいては資本有 上述の如く外國爲替はその發生の場において無數である。爲替及び金融專門家と雖もこれをここで悉く列擧するこ 勞務供與、移住並に銀行等の各取引については、これを、上級財政長官の外國爲替課が擔當し、貨物輸入に

には個別許可、 の禁止であり、且つ最も數多い條件的禁止から成つてゐる。この條件的禁止は許可の組織と結合せられてゐる。 てゐるものである。禁止事實は、 これを實質上の機關と形式上の機關とに分けて觀察すると次の如くならう。實質上の機關とは命令禁止をなし 綜合許可、 一般的許可がある。前二者は現在のもので額及び時に從ひ一定の支拂をなすときのもので、 絶對的な禁止、例へばライヒ馬克紙幣の外國への持出を禁じてゐる如きと、 原則上

イッ外國爲替管理法

外國爲替使用許可とが區別せられてゐる。 後者は行為の一定集團に與へられることが出來るものである(即第一節第一人號乃至第一九號))。この外に外國爲替取得許一後者は行為の一定集團に與へられることが出來るものである(ドイツ爲聲管理法第四條,同上率)。

する場合にのみ向けられることになつてゐる。しかし、大體それの方が原則である。 命令禁止は凡ての外國爲替法上の內國人に向けられるが、外國爲替法上の外國人には各規定の目的がそれを必要と

じた損害に對する賠償は絕對不可能である(管理法第九條)。 外國爲替管理は凡ての經濟事象に深く食ひ込み、且つ、一般性にふれてゐるが故に外國爲替法上の處分によつて生

管轄してゐる。しかるに、その他の外國爲替取引の凡ての種類は警備配置、刑罰訴追及び外國爲替檢査を含めて外國 從屬してゐる。外國爲替署の任務は上級財政長官が委任行政の方法で實行してゐる。ライヒ銀行管理局及びライヒ銀 位を保有してゐる。さうして、地方官廳としては三十二の外國爲替署がある。ライヒ銀行管理局にはライヒ銀行署が 鞅してゐる。ライヒ經濟省と一部ライヒ食糧省の下に二十七の監督署即ち公法上の法人があり、 爲替署の管轄するところである。 決定權を有する。監督署は殆んど凡てベルリンに在つて、貨物輸入並に之と關連ある從屬費の凡ての種類及び形式を 行署は支拂停止及び申告義務に對して管轄を有する。その他、凡ての外國爲替管理の問題に對してはライヒ經濟省が 形式上の機關としては官廳機構が理解せられなければならぬ。外國爲替管理にはライヒ經濟省とライヒ銀行とが掌 中間ライヒ官廳の地

實的指導下にあり且つ或る程度迄爲替警察として取調手續をなす關稅逋脫者追捕署と最後に檢事局並に刑事裁判所で この外、外國爲替管理の領域において活動してゐるのは、 國境監視の場合の税關署、外國爲替逋脫者追捕官廳の事

橋橋 論 叢 第四卷 第二章

ある。輸出監視の範圍においては、 んで活動してゐるのである。 それ以上の為替管理の領域に亘り經濟團體によつて設置せられた檢査所が更に進

外國爲替管理法の目的

替狀態はベルサイユの條約に起源して居る。卽ち、戰前に所有して居つた約二百五十億の外國投資をドイツから取 れをドイツの現實についてシュルチェ・シュルーチゥス博士の語るところによれば(Deutsche Justiz, 17)、今日の外國爲 可避とせられてゐる如くである。それゆへに、國家は無秩序に陷つた外國支拂差額をそのままにして置く事は出來な の不可避である事が記憶せられるであらう。わが邦において、尙、金屬類、石油、棉花、羊毛等の諸原料の輸入が不 ばならない。なんとなれば外國に對する關係は、偶然なる性質及び簡單に除外し得るものではなくて、むしろ或部分 りでは、國家的處置は必要でない。もし、力の自由な活動が妨げられるならば、國家は、これを命令的に行はなけれ を負ふ事が出來ない。國際的支拂決擠は平均せられなければならぬ。その平均が國力の自由な活動に任せられ得る限 長期に渡つて觀察すると一國の國民は、その外國に對する債權及び爲替の貯へから支拂ふ事が出來るより以上の債務 上げて、その上に貢物の捧呈を負はしたのである。これを以つてドイツの支拂決濟の消極性は常住のものと化した。 い。國家は、むしろ支拂決算を强制的に平均させなければならぬ。國家のこの命令的行爲を外國爲替管理と云ふ。こ においては生活必需的であり、かつ强制的に現れるのである。ドイツの關係においては明らかに原料及び食糧の輸入 これを抽象的に觀察して、國際關係内における種々雜多な經濟的關係からは、各國に對して、債權債務が發生する。

居た。なんとなれば、國家の要求及び巨額の賠償義務に顧みて、その乘超は殆んど考へ得られなかつた。事實、それ 最初に、 外國爲替管理が始められたのである。このドイツにおける苦い經驗と思ひ合せてわが邦の現下の外國爲替の狀態は如 を囘收する原因となした。外國の支拂決濟はこれを以つて最早維持せられ得なくなつた。そこで一九三一年の八月に これは一九三一年の銀行恐慌となつて現れた。國內の資本市場において困難が生じた時に、外國はこれを短期の信用 短期の信用であつた。受入外國爲替が主として賠償金に使用せられた。そこで支拂決濟は外國の爲替に依つて居つた。 何であらうか、當路の妥當なる處置を希望するものである。 は詐欺的な行爲に關係して居たのである。一九三〇年迄に約二百八十億の外國信用が受入られた。その內の約半分が この支拂決濟の消極性を外國信用に依つて乘超へんと試みた。この無茶な胃險は初めから失敗するに決つて

引における必要を確保する爲に外國支拂決濟を國家的處置によつて調整する目的を遂行するのである。 かくて、爲替管理法はライヒ經濟省書記官シュルチェ・シュルーチウス博士によれば、 されば、爲替管理には次の如き各個の任務を認めねばならぬ。 生活必需品及び勞務供與取

- 9 凡ての外國爲替及びこれと同様なる價値の獲得
- (2) 外國爲替收入の增加

(3)

現存及び未收入の外國爲替の合目的的配分

即ち、考慮せられんとする支拂の緊急性の程度に従ふ使用

- (4)不必要な外國爲替支出の抑制及び外國爲替喪失の防止
- これが卽ち非常に大あらましの綱領である(Peutsche Justiz, 17)。

ドイツ外國爲替管理法

橋 論 叢 第四卷 第二號

よつてのみ前者の達成に役立つことを、問はないのである。要約するに、外國爲替管理法とは外國爲替の管理を遂行 管理に關する規定は、それが外國爲替管理の終局目的に直接役立つと、單に間接的に從屬的の目的を追求することに を受けるに止る限りでも、亦外國爲替管理の中に包含せられるのである。この意味で、個々の部類に屬する外國爲替 たるを失はない。この場合、外國爲替管理を以つて追求してゐる終局目的が、まだ問題とはならず間接に單なる脅威 目的の存することを看過してはならない。この獨立の目的も亦違法の攻撃に對して保護されることを要する一の法益 ある。しかし、殊に經濟上から觀て、寧ろ、これら終局目的の達成には從屬するが、往々にして、それ自體獨立した を滿足せしむるやう開始するに在る』と。さうして、結局、この終局目的に役立つものは外國爲替に關する各規定で を,先づ需要がその緊要の順序に從つて滿足させられるやうに,また更に適當な處置を以つて出來るだけ多くの需要 がこれである。從つて、外國爲替管理の目的はドイツ國民のこれらの需要の總てを滿足させるには足らない外國爲替 外國爲替を必要とする他の多くの閑却するを得ない需要が存在してゐる。例へば、文化上の需要及び軍事上の需要等 の材料を増加すること、及び切實でない新らしい需要の發生を極力阻止することにある。國民經濟上の需要の外に、 需要を滿足せしめるには足らない手段を用ひて、需要がその切實さの順序に從つて滿足されるやうにすること、現存 あるごとく、外國爲替管理も亦現在の需要を出來るだけ滿足せしむるを目的とするである。管理の方法は、すべての の如きであると思ふ。これをライヒ經濟省書記官ベルグホールドをして謂はしむれば『凡そ經濟原則がすべてさうで してゐる。從つて、外國爲替管理もそれに副つて行はれなければならぬ譯であるが、これらに共通した取締方法は次 かやうに、 外國爲替はその關係の範圍及び取扱機關において種々雑多であつて、各々その獨自の使命乃至目的を有

するに役立つ法規の全體をいふのである。

、 外國爲替管理の內容

ウス博士の説明梗概によつて報告して見よう(Schultze Schlutius, D. J.)。 大である。ただ、わたくしはここに他山の石ともならんことを惟ひ、ドイツの現狀を、前掲シュルチェ・シュルーチ がなされなければならぬのはいふ迄もない。されば、この點についてはわが金融乃至通商貿易學者に期待するところ ろである。さあれ、わが外國爲替管理には、 さて、同博士によれば爲替管理の內容は前揭外國爲替管理法の任務に應じ、その追求目的に從つて次の如く構成せ さて、外國爲替管理の內容說明については、事實上、外國爲替取引に通曉しない本論者の殆んど不可能とするとこ わが邦の對外貿易、その他、勞務收入等を現實に研究して、適切な立法

一) 凡ての外國爲替及びこれと同様な價値獲得のための處置

られ得るのである。

- 二) 外國爲替收入增加のための處置
- 二) 現存及び未收入爲替の目的的配分のための處置
- 四) 不必要な外國爲替需要及び外國爲替喪失の抑制の爲の處置

或る規定は殆んど完全に他の規定によつて不可分の形に迄補充せられてゐるからである。常に、上述の分類は主目的 との區別は勿論完全に餘すところなく行はれるのではない。蓋し、各個の規定はその目的で區別され過ぎてをり、

ドイツ外國爲替管理法

橋 第四卷

に從つて企てられるのであるが、 凡ての外國爲替及びこれと同様な價值獲得のための處置 殊に、 かくの如き集約的取扱ひはより具體的な説明を可能ならしむるものである。

直接申告義務は外國爲替管理法第四六條第一項第一號乃至六號、第四九條第一項に規定せられる。申告義務は個人 ライヒ銀行に對する持合せ外國爲替の申告の爲の種々なる仕事の外に、經常の申告義務が存在する。

出爲替の申出と關連して特別の手續において行はれる。輸出爲替宣言の屆出だけで十分である。その他、 に歸屬する價値に對してのみ存する。それは原則として價値の歸屬と共に發生する。 輸出から生じた債權の申告は輸

債權はそれ

爲替還付(Minggense)が屬してゐる。受入外國爲替については、外國爲替署による許可及びライヒ銀行による還付があ 以上申告せられる必要はない。その手續(形式)に關する新規則は目下準備中であるとのことである。 外國爲替の獲得の爲の處置には、亦ライヒ銀行の外國爲替取引獨占(熱뼯] O傑") と併せてライヒ銀行による受入外國

(二) 外國爲替收入增加のための處置

る場合にのみ處分が爲されるのである。

規定さる) 更に、外國に置かれた獨逸企業會社(これは外國爲替法上內國人であるが)の申告義務及び最後に輸出、 類に詳細に) 更に、外國に置かれた獨逸企業會社(これは外國爲替法上內國人であるが)の申告義務及び最後に輸出、 多くの處置が現時外國爲替收入を促進せしめるためになされてゐる。 これには、 間接申告義務 (外國爲替法第四九條第一項

中

間商業並に通過運送取引の保護的取扱ひ等が屬してゐる。 (三) 外國為替及び同樣なる價值の合目的的配分のための處置

このためには、 內國及び外國貨幣 (トトートトಱೣಁ単三トトド) 金及び貴金屬 (メトఱロスクトトサヤロ) の内國及び外國有價證券に對する條件的

116

ドイツ外國爲替管理法

如くである。 等の許可も必要ではない。例へば、商慣習的割引の授與に對する場合、更に、不納入債權の振替(實際は何等の)に對する 處分制限、 處分の制限があり、 に對する監視署の第十七命令第二條、外國爲替管理法第二十四條第一項及び補充的に第三六條第一項及び國外の土地 十六條第二項(てれには1の例外がある。即ちり)があり、外國の通貨及び外國爲替價値の處分に對する制限(熱1四條第一號)、貴金屬 三八年十二月二十四日の貴金屬に對する監視署の第十七命令第二條、外國爲替管理法第二十四條第二項及び同法第三 輸出禁止(六條、二六四條の例外がある。)があり、外國爲替及びこれと同樣な價値の獲得に對する制限(外國爲營管理法第二三條第)一九 並に外國人のその他の內國的價值の處分制限(gamena 是)がある。 外國人に對し內國人の及び內國人に對し外國人の權利である內國及び外國の本位貨による債權の しかし、或る一定の行為に對しては何

内國人に對する外國人の權利である前同様な債權· る債権の凡ての使用は許可なくしては禁止せられてゐる。 區別さるべきは積極面 外國人に對する內國人の權利 で あ る 內國或は外國本位貨による債權 -がこれである。積極方面においては内國人が外國人に對し有す と消極面

の金錢債權を包含してゐる。 消極方面は外國人が內國人に對し、貨物取引、勞務供與取引及び資本取引及びそれら債權の履行から收得する凡て

勘定及び國內の信用財團にある外國人の自由ライヒマルク勘定も(産業ニ條方至大條) これである。これについては何等の 債權は一九三一年七月一五日以後國内における外國為替で流通せしめられる信用である(雖mmkm)。更に、 資本取引においては、各自由外國人債權間及び各外國人の封鎖債權間でおのおの區別せられなければならぬ。 自由本位貨 自由

橋 論 叢 第四卷 第二章

許可なくして處分され得る。 られた凡ての他の債權は封鎖債權である。これについて原則として許可が與へられた場合にのみ處分が爲され得る 即ち、運搬の許可は一般に與へられるのである。一九三一年七月一五日前に發生せしめ

(日 常年三二條)、殊に返濟にも許可が必要であるのである。

る。封鎖マルクの利息は二三の國家との間に歸結せられた變更合意協定の範圍内においてか、或は、 債權の利息は適當な嵩に變更せられる。適當な程度の利息低下が拒否せられるときは、封鎖勘定の全部支拂が行はれ 者は特別取扱ひを支拂停止の範圍內で經驗したのである。拂戾しは記錄マルクの記錄勘定で行はれるのである。 業封鎖預金、 の形式(徐漢)で轉置せられるのである。主なる債權國家はアメリカ合衆國、 封鎖債權の拂房しは普通外國爲替銀行の封鎖勘定において行はれる。次の如き封鎖預金がある。優先封鎖預金、 移住者預金、古き本位貨預金、 特別預金及び中間封鎖預金(※乃至四三條))がこれである。 和蘭、 瑞西及び英國である。 短期の銀行債權 利息附債務證書 自由

ぬ計算の抑制を目的としてゐる。この禁止の例外は準則第二節第一九乃至二二條に規定せられてゐる。 この以上の封鎖せられる外國人の價値は國內有價證券である (含機は第三七條及び國內土地は第四〇條)。 充的に外國人に對し又は外國人のためにする國內支拂の禁止が存する。この禁止は現存規定の脫法や取締を受け

(四) 不必要な外國爲替需要及び外國爲替喪失の抑制の爲の處置

評價を導き、 貨幣政策上、 即ち、 その價値で支拂をすると外國爲替喪失を結果するからである。この取引の抑制の爲に次の事が許されて 內國貨幣及び有價證券の輸出禁止(含屬當權法等)國內貨幣の輸入禁止、拂込受領禁止(編元條一)並に有價證券 國內貨幣の種類及び有價證劵の取引を外國においてなすことは希望せられない。蓋し、それは値下げ

拂込受領禁止(同志祭)とがこれである。

補充的に爲替管理法第四五條には義務負載禁止がされてゐる。 る又は外國人に有利な保證の付與が外國爲替管理法第四四條に規定せられてゐる。しかし、これには或る例外はある。 外國爲替の費用を負擔する義務及び外國爲替喪失を避ける爲に、 預金者からの譲渡に對する許可及び外國人に對す

である。この禁止は取締を受けぬ債務を防壓するのである。 外國爲替政策上の決濟禁止は一定の國から來る一定の貨物に對して、爲替許可がない場合にはその決濟を禁ずるの

條以下によれば廣範圍の保安命令が出され得るのである。 は旅行往來におけるユダヤ人による物品の携帶について、多くの制限規定が爲されてゐる。外國爲替管理法第五十九 質本逃避を妨止するため、 外國爲替管理法第五四條乃至五八條に、外國への贈物送付につき及び國外移住に關して

の如きについても詳細規定がせられなければならぬ。 ある。最後に自由限度の制限 (産婦乃至二八條) 及び種々の行政處分例へば緊要證明書及び團體旅行に對する最高額の制限 以前より存在した申告義務は外國爲替管理法第八條に擴張せられた。同條は亦外國爲替檢查計畫の着手でも

慮せられねばならぬ 外國爲替政策は平時には殊に商業政策の一つの道具となつてゐる。凡ての通商協定の場合に爲替經濟上の影響が顧

かくて輸入の支拂の爲には次の如き方法が執られ得る。

自由外國爲替を以つての支拂及び無協定諸國からの貨物輸入の場合の償還(支拂停止の內外における外國銀 ドイツ外國爲替管理法

行の信用)

- 支拂協定の方法による支拂即ち支拂が一定の協定割當內自由外國爲替で相互的に行はれるもの。
- (三) 決算協定即ち貨物取引は相互に拘束せられ支拂は決算方法で行はれるのである。
- 回 個人的相殺、もとは大きな範圍に行はれてゐた。しかし、今では減退してゐる。蓋しこれには非常な不利益
- 五 國內支拂の爲の外國人特別勘定、卽ち、この方法では南米との支拂取引の大部分が行はれてゐる。

が賦課せられてゐるからである。

外國爲替管理法とその原則法との關係

則の方面よりすれば明らかに刑法の特別法たるを失はないであらう。更に、その組織及び行爲より見て行政法よりの 問題とせられてゐる點を紹介するに止めなければならぬ。 論點の多々あるべきは論を俟たない。今、これを悉くここに論述することは一小論稿のよくするところではない。 外國為替管理法は、その內容が經濟取引に關する故、民商法或は經濟法の領域に入るであらう。且又、取締乃至罰

(イ) 民法との關係

瞭でない。 へば外國の通貨及び一定の債權、卽ち內國人に對する內國或は外國本位貨による外國人の債權については單に許可を さて、外國爲替管理法上屢々用ひられる『處分』の意義は同法にとつては重要なるにかかはらず、必ずしも內容明 しかも、 この處分には殆んど例外なく許可義務が負はされてゐるのである。 外國爲替管理法第一四條に從

國或は內國に存在する土地及び土地同樣な權利及び土地に對する權利については許可なき處分を禁じてゐる。 或は組合における配賞權の處分は單に許可を條件としてのみ爲され得る。更に、同法第三九條乃至第四二條は結局外 に關し許可のない處分を禁じてゐる。同法第三六條及三七條によれば、外國及び一定の場合には亦內國の團體 得てのみ處分がなされ得る。又、同法第二四條乃至第二五條は外國の、 さうして、一定の場合には亦内國の有價證券 ·會社

'n 概念に從へば、明らかに凡ての法律行爲の處分として解せられる。その法律行爲によつて或る權利が直接に拋棄せら れは民法に從つてはゐないが、 される凡ての法律行爲は、亦、 Ø 點において外國爲替法の特別目的を顧慮して異つた構成がせられねばならぬ。原則としては、 外國爲替法上の處分概念の解釋に當つては、民法において發展した處分の概念から脫却せねばならぬ。 譲渡せられ、 變更又は負擔附とせらる。外國爲替法上の處分の概念は民法の模範に依つてはゐる。 しかし、外國爲替管理上處分と看做されてゐるのである。 外國爲替法的種類の處分でもある。しかし、これ以上の法律行爲がある。 民法的に處分と看做 しかし、種々 まととにそ 民法の處分

重要な準則の規定はその第二節第三三條に定められてゐる。これによれば、 則に從へば、確定期限の合意或は長期告知期間の合意は處分と看做される。外國爲替法上の處分概念の解釋にとつて 的處分概念に關する準則中の規定は裁判所を拘束する (共編元七條")。 强制執行の方法による處分は、 債權の爲に設定せられた擔保物の換價も亦處分と看做される(誘規定なしされど當然といふととが出來る)。 明らかに法律行爲的處分と同一とされてゐる (妹第六人條")。 外國爲替管理に對する準 内國人に對する外國人の債權に對する處 外國為替法

外國爲替法的處分概念の本質的擴張は次の中に存する。卽ち、外國爲替法においては處分行爲によつて目的とせら イツ外國為替管理法

橋 論 叢 第四卷 第二時

許可義務に服しなければならぬのである。若し、不存在の權利が處分せられた場合、例へば、虚無の債權の拋棄の場 同様に、 目的とする權利變更に向けられた行爲が實行せられたといふ丈けで十分である。その結果の發生は問はないのである。 行爲の無效を主張することは出來ないであらう。さうして旣遂の外國爲替違反行爲として處罰せらるのである。 の理由(奥展法)三四條一三八條、)に基いて處分行爲が無效であることは何等の意味もない。 れた權利變更が、 行爲能力を缺いでゐる場合でも同一結論となる。亦、實際には殆んど起つて來ない表見行爲の場合にも 事實に發生するといふことは肝要ではない。それ故に、外國爲替管理法(帰錄) に從ひ、或は何 被告はこの種の事件においては 正仁

合の如きでは、

既遂外國爲替違反行爲は認められ得ない。しかし、正にその未遂行爲が存在するのである。

する 四四條による許可が必要である。蓋し、かくの如き行爲は經濟的に外國における信用の讓渡を含むからである。 外國人の債務が內國人によつて引受けられる場合には(民法四一四條、債務の引受、但し夏政を認めず)、この契約は許可を必要と外國人の債務が內國人によつて引受けられる場合には(民法五一四條、但し債務引受を規定せず。 ドイツ)、この契約は許可を必要と 分は、主として、債務引受の場合に大きな實際上の意味を有する。若し、債權者と債務引受人との間の契約を通して 移轉がそれ故に起らない場合である。しかし、かくの如き場合にも亦、前同様に取扱はれねばならぬ。無權利者の處 取者がこれを善意の第三者に譲渡すれば第三者はその所有權を獲得するのである(イメタ凩オメカカハーロムᲓ・ l、カハリームᲓタール、ド)。管理者又 引受の效果は前揚ドイツ民法第四一五等の場合には、 は黐取者はそれ故に旣遂爲替違反行爲を犯したことになるのである。疑はあり得る、 權利移轉の結果となる無權利者の處分は可罰處分と看做される。例へば、外國通貨の保管者或は外國貨幣の竊 債務引受が債務者と債務引受人との間の契約によつて生ずる場合には(四一至條等)外國爲替管理法第 債權者の許可に基いてゐる。又、この債權者の許可は外國爲替 若し取得者が善意でなく、

*

ドイツ外國爲替管理法

ものであるからである

法上の許可の必要な處分でもある。取消行爲の場合、例へば無能力者の處分の場合の如きでは、若し、外國爲替法上 せられた土地護渡は、特別の場合債權者の許可が期間經過によつて生ずる。ことでも亦、 の許可が代理人の許可付與迄に存すればそれで十分である。同樣なことは前掲ドイツ民法第四一五條による債務引受 上の許可が存在することを覺悟せねばならぬ。 の場合及び土地の處分の場合に土地登記簿に登記する迄がそれである。ドイツ民法第四一六條による債務引受を結合 債權者は必要的外國爲替法

場合には可罰處分と看做したのである。これに從つて、許可なき讓渡契約の場合債權の取得者は共犯と看做される。 要的處分と看做される。かくて、ドイツ大審院は、辯護士が或る國外移住者に履行場所における債權を讓渡せしめた 共に外國爲替法上の監督の下に在るが故に重要である。亦、權利者の處分における權利獲得者による協力も亦許可必 場合は、 擔保權設定の場合の擔保取得者も同樣である。しかうして、若しその處分並に權利の有償的取得が許可を必要とする 合その取得を妨ぐべき外國爲替法上何等の原因も存しない。蓋し、その價値はさなくとも申告せられなければならぬ から贈られた場合に、その内國人は何等取得許可を必要としない、蓋し、その處分は無償であるからである。この場 の執行の場合には贈與者と同樣に受贈者も處分をするのである。例へば、或る內國人が外國の有價證劵を或る外國人 義務の履行は、それが法律的可能の減少を生ずるが故に處分と看做される。尙、履行場所における給付も亦とれと 譲渡人の處分への權利取得者の共力は、外國爲替法の意味における處分としては看做さるべきでない。贈與

處分類似の行爲としては權利の包括移轉が看取せられる。これは、早い頃、 屡次、 人的會社の物的會社への轉換の

橋 論 叢 第四卷 第二號

場合に實際に行はれたものである。この問題は、今は明らかに、準則の中に、許可不要として規定せられてゐる (☞□ 最後に、權利變動を生ずる事實的行爲をも、 亦、爲替法上の處分として看做さなければならぬ。例へば、 金

への加工の如きがこれである(R法ニ四六條、ドイ)。

制限に服してゐる權利の拋棄、讓渡、變更又は義務負擔に向けられてゐるものである、 これを要するに、外國爲替法上の意義における處分とは法律行爲及び事實上の行爲であつて、 と謂ふことが出來る。 外國為替法上の處分

(ロ) 刑法との關係

國爲替管理法第七一條によつて補充せられてゐる。これによれば、法律の錯誤は一般刑法におけるよりもより廣範圍 がある。殊に、 よつて爲替物體の獲得が害される虞があるからである。責任の必要に關する一般原則は、 第四一○條に相當する悔悟に關する規定は、外國爲替刑法には規定されてない。蓋し、自首による刑罰免除の豫見に 往々、爲替違反行爲の性質から、例へば、申吿義務の毀損の場合の如く、未遂が不可能のことがある。ドイツ勞働法 未遂の外に亦一定の豫備行爲が可罰である、卽ち外國爲替違反行爲の要求、挑發及び盡力の申出 (昴屬爲營管理法) である。 の場合に正犯と共犯についての二三の特異性があるのである。外國爲替違反行爲の未遂には刑法總則が適用せられる。 設定せられたものであつて、租税刑法ではない。しかし、多くの點において租税刑法に依存してゐる。 外國爲替刑法には、原則として、刑法典の總則が適用せられる。換言すれば、それにも拘らず、外國爲替違反行爲 外國爲替刑法はいふ迄もなく獨自の性質を有する特別刑法である。それは外國爲替違反行爲の特別なる意義の上に 叉、外國爲替刑法に對しては、 刑法的過失の一般概念が適用せられる。錯誤規定 (アツ刑法鄭五九條)は外 亦、外國爲替刑法にも適用

るのである。

ドイツ外國爲替管理法

において刑罰免除的意義がある。外國爲替違反行爲と他の刑罰行爲との競合に對しては一般の原則が適用せられる。

最後に刑法總則規定は選擇刑決定及び刑法類推に關するものにも適用がある。

代理人による為替違反行為の場合は言渡された罰金刑に對しては本人その責に任じなければならぬ(頃禁)。 けるドイツ人によつて犯された外國爲替違反行爲は常に罰せられる。拘禁權能は本質的に擴張せられてゐる(編t セハルタk)・ 外國爲替實體刑法は三つの重要な點で一般刑法と異つてゐる。先づ、ここでは愿地主義は破られてをる。外國にお

場合には、 許可必要の行爲を行つたのであるが、 狀の持參又は財産假沒收によつて確保せられる(編キサーヒト)。 輕徴な爲替違反行爲の場合には外に爲替署及び萬一の場合 せられることが出來る。拘禁は獨立の手續において命ぜられ得る(外屬釋管理集)。罰金刑の執行及び拘禁の實行は逮捕 き場合を考慮してゐるのである。 には稅務本署が刑罰決定手續及び問責手續において言渡をなすことが出來る(層誌第八比解)。輕徵な外國爲替違反行爲の 刑事訴訟法上の領域にも、 前科帳簿に登錄せられないやう命ぜられ得る。この恩典は、例へば、誰か必要な許可を得ることなくして 亦、多くの特異性が存在してゐる。外國爲替違反行爲は一般には簡易手續において判決 しかし、本來その申出がありさへすれば直ちに、許可が與へられたであらう如

て經過せしめても、 の新判例に從へば、 時效については、 申告義務はそれにも拘らず存績する。それ故に時效期間は未だ始まつてゐないのである。大審院 申告義務の侵害が繼續犯であることを注意せねばならぬ。若し、犯罪者が申告期間を利用せずし 時效は、 例へば申告さるべき外國爲替の利用の爲の申告義務がなくなる場合に初めて進行し始め

橋 論 叢 第四卷 第二號

遂となるのである。換言すれば、犯罪者の得んと欲した效果の實現、卽ち、許可が與へられることは問題ではない。 又、行爲としては申告書を自分で作成することは必要ではなく、それを使用することで十分である。 の説明の不正若くは不完全な申告をも含む。本罪はこれら不正若くは不完全の申告を包含する申告を提出した時に旣 國爲替官廳に對する說明の不正若くは不完全なる申告も、外國爲替管理法によつて必要とせられる許可の申請の動機 この目的の爲に定められてゐる。前者の犯罪構成要件としては、 にまつはる違法手段が有效に防止せられなければならぬ。外國為替管理法第六九條第一項七號及び第七〇條第二項が 欺がこれである。外國爲替管理法に基き外國爲替管理局は申告を廣範圍に命じてゐる。それ故に、 外國爲替刑法とも見らるべきものには尙多くの問題が存する。 事實の不正若くは不完全な申告である。 例へば、 外國爲替管理法上の許可や證明に關する詐 外國為替局の手續 これには外

準じて構成せられる。同法第七〇條によつて保護せられてゐる證明とは、例へば同法第七條第二項による人が爲替內 國人なりや爲替外國人なりやを確定する證明の如きものである。 號違反の未遂も亦同様に考へられる。後者卽ち外國爲替管理法第七○條第二項の犯罪構成要件も、 理法上必要とせられる許可を詐取すべく、故意に爲されたものでなければならぬ。外國爲替管理法第六九條第一項七 闘する限り、 犯意の問題としては、 犯罪者が本來の申告を怠つたといふ事情に基くものである。しかも、何れの場合においても外國爲替管 犯罪者が不正又は不完全の申告を故意になしたといふことが必要である。不完全なる申告に 前條第一項七號に

題を包含してゐる。 重要なのは外國爲蓉刑罰としての沒收である。外國爲蓉管理法第七二條・第七三條による沒收は多くの問 新外國爲替管理法においては、 没收(同樣) と追徴とは區別せらるべきものとなつてゐる。大審院

1

ドイツ外國爲替管理法

ては、 である。 の判決は兩者を共に刑罰としてゐる。それで外國爲替違反行爲の犯罪構成事實が完成すれば當然沒收を言渡し得る譯 爲については、 罪者がドイツに持ち込み或はドイツにおいて處分せられ又將來處分せらるべき旅行信用狀、 いのである。 た正犯又は立證した共犯者に對してのみ有效である。この者には沒收を命じ得ないが、その他の共犯者には適用がな だ莬責理由があれば沒收が出來ない丈けである。外國爲替管理法第七一條の錯誤は個人的刑罰兗除理由として立證し も擴張せられ得るのである。又、爲替管理法第七五條第二項によれば、外國爲替輸出入禁止に叛いてなされた犯罪行 マルク額の使用に關し、ライヒ銀行の許可につき犯した違反行為の場合、沒收はより廣い範圍で許される。卽ち、 何れの有價物が爲替違反行爲の對象であるかを區別することは種々困難を起すものである。登錄預金者が登錄 過失による違反行為の場合にも、 没收は犯罪に關係する有價物及び犯罪行爲によつて獲得せられた有價物に及ぶのである。實際問題とし これに供せられた器物は没收せられる。 没收が宣告せられ得る。又、爲替違反行爲の未遂も沒收に十分である。 信用手形、 旅行小切手に 犯

み有效に言渡されるのである。追徴は税金に相應する貨幣額の指定にある。追徴の貨幣額が自由刑に換刑せられ得る い場合にも亦追徴が可能である。沒收に對しては制限はないが、追徴は犯罪者及びその犯行に加はつた者に對しての は疑問であるが、ドイツ官邊での意見では否定的である。 追徴は沒收が執行出來ぬ場合を條件としてゐる。當該關係者が免除證據を提示したがために、 沒收が命ぜられ得な

失の場合には事件の狀態によつて言渡される。局外者に對しては沒收は行はれない。ここに局外者とは外國爲替違反 **没收の命令は必ずしも絕對的であるとせられてゐない。故意の外國爲替違反行爲の場合には犯罪者を基準とし、**

態に從つて判斷するの外はないのである。

橋 論 叢 第四卷 第二號

行爲につき善意且つ利益を有せなかつた者である。ドイツ大審院の判決によれば利益があつたか否かは結局客觀的狀

つて犯罪者又は關係者の財産から國家の所有權に引渡されなければならぬ。 **没收の場合、没收物の所有權は沒收命令の效力によつて國家に歸屬する。追徵では決定貨幣額は、** 特に、

こに詳述するまでもあるまい。 認せられることを要するのは勿論、 追徴は相續人に對しては、宣告し得ないのである。獨立の沒收命令にも外國爲替違反行爲の凡ての犯罪構成要件が確 犯罪者が死亡せる場合に、沒收が有效に相續人に對しても獨立して命じ得られることを意味してゐる。これに反し、 合たることを條件とする。大審院は犯罪者が死亡した場合には獵銃を獨立に沒收し得と判決したことがある。これは、 異り、新法は沒收が執行され得るか否かに疑ある場合は何時でも追徴を刑事判決において宣告し得るのである。 かし、言渡された沒牧が執行され得ない範圍では、尙、追徵を追加宣告することは差支へない。舊外國爲替管理法と 獨立に沒收命令を出し得るのは犯罪者が缺席した場合、若くは、特定の人が訴追され得ないか判決を下し得ない場 手續上沒收は、刑事判決で宣告されるを要する。沒收の刑事訴追は本罪が確定された後では再訴不可能である。 凡て正規の刑事手續において、その他の要件が滿されなければならないことはこ

へむすび

ととに、 わたくしは經濟法の重要部門として外國爲替管理法を觀察するに當り、先づ、わが邦において、これに關 ッ外國爲替管理法

て、 國爲替管理法によるの外なかりし所以である。ただ、若し何らかの點において、我邦とドイツの國情、 する法制判例等の貧困に遭ひ、さればとて、その具體的取引內容に立ち入らんか、 濟關係において相通ずるものあらんか、本記述がわが邦の將來の外國爲替管理立法に資することもあり得べく、 知識の自らに缺除せるを憾み、 わたくしは、 たかだか、この程度の慾望を以つてこの稿を續けたのである。 進退兩難、 如何ともすることを得なかつたのである。本稿が、專ら、最近のドイツ外 通商貿易及び通貨、 乃至これら經 金融に關する

持する貨物・貨幣の問題あり、 係は複雑多岐に亘り、所謂、 行かないであらう。 やドイツの如く原料資源に乏しい國家においては、國際決濟上必ずや種々の意味においてその重要性を認めない譯に 上の困難が横はるのであつて、 且つ深き難問が存在するのである。總じて、東亞ブロックの完全なる獨立的存在を完成する迄には、幾多の外國爲替 の下に流通を止めず、 たくしのこの小論が、 或は誤れば東亞の健全なる獨立は得られざるべく、今事變の意義も犠牲も半ば無意味と化するであらう。 さあれ、外國爲替管理は、 現在、 わが邦、 圓ブロック内の爲替乃至通貨問題は相互に微妙なる影響を受けつつあり、 わが邦には、ドイツ以上に外國爲替上の厄介がある。新東亞建設に當つて、 純經濟的にのみ外國爲替目的を考慮することを得ない。支那の舊法幣は未だ英國の支持 洋の東西を問はず、今日貿易上關稅の障壁高く殆んど輸入防壓に迄達し、 法律、 更に、 如何にこれを管理して行くかは、 通商、 支那開發振興に投ずべき外國の信用及び資本の問題等その波及するところ廣く 金融學者の關心を誘發し得れば幸甚これに過ぎるものはないのである。 現下及び將來の重大問題である。 大陸への進出者の所 若し、これを怠り 諸外國との關 しかもわが邦 この際、

(一四・七・一